

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(神奈川県担当部会)
令和元年8月8日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

國民年金關係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受) 第1900015号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(国) 第1900005号

第1 結論

平成4年*月から平成6年1月までの請求期間及び同年3月から平成10年10月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和47年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成4年*月から平成6年1月まで
② 平成6年3月から平成10年10月まで

請求期間①について、私が20歳になった平成4年*月頃に、祖父と一緒にA町役場B出張所に行き、祖父が私の国民年金の加入手続を行ってくれた。

請求期間②について、平成6年3月にC社を退職後、1週間以内に祖父と一緒にA町役場B出張所に行き、祖父が私の国民年金への切替手続を行ってくれた。

請求期間①及び②の国民年金保険料については、どこでどのように納付したのかは分からぬが、祖父が納付してくれていたはずである。

請求期間①及び②の国民年金保険料が未加入による未納となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者は、自身が20歳になった平成4年*月頃に、祖父と一緒にA町役場B出張所に行き、祖父が自身の国民年金の加入手続を行ってくれ、国民年金保険料についても祖父が納付してくれていたはずであると主張しているが、請求者は、加入手続及び保険料の納付について、直接関与しておらず、これらを行ってくれたとする祖父は、既に亡くなってしまっており、証言を得ることができないことから、請求者の国民年金の加入手続及び保険料の納付の状況が不明である。

2 請求期間②について、請求者は、平成6年3月にC社を退職後、1週間以内に祖父と一緒にA町役場B出張所に行き、祖父が自身の国民年金への切替手続を行ってくれ、国民年金保険料についても、祖父が納付してくれていたはずであると主張しているが、請求者は、厚生年金保険から国民年金への切替手続及び保険料の納付について、直接関与しておらず、これらを行っ

てくれたとする祖父は、既に亡くなっていますが、証言を得ることができないところから、厚生年金保険から国民年金への切替手続及び保険料の納付の状況が不明である。

3 オンライン記録によると、請求者の基礎年金番号は、平成元年5月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したときに払い出された厚生年金保険の年金手帳記号番号を基に、平成16年12月に付番されたものであり、当該基礎年金番号により国民年金の被保険者資格を取得したのは平成18年4月29日（資格処理日：平成18年6月1日）となっていることが確認でき、同日より前に国民年金に加入した記録は確認できないことから、請求者は、請求期間①及び②において国民年金に未加入であり、制度上、当該期間に係る国民年金保険料を納付することはできない。

また、祖父がA町役場B出張所で加入手続等を行ってくれたと主張しているところ、A町役場は請求者が請求期間①及び②当時、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたか否かについては、関係資料の保存期限が経過し廃棄しているため確認することができない旨回答及び陳述している。

さらに、請求者は、請求期間①及び②当時は現在の「D」の姓ではなく旧姓の「E」であったと主張しているところ、社会保険オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、請求者に国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

そのほか、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）がなく、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めるることはできない。